

第17回太子町農業委員会総会議事録

令和7年5月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年5月21日（水）午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（13名）

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員（6名）

- 北川 智一
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員

- 農業委員（1名） 10 番委員 塚原 栄一
- 農地利用最適化推進委員（1名） 首藤 俊彦

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 17 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 17 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、8 番朝生憲敏委員及び 9 番倉橋輝明委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 3 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 4 件、となります。3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：131、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町東保■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：181 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲渡人の■■■■■は現在、東京都に住んでいるため、■■■■■の依頼を受け、譲受人の■■■■■が申請地を管理していました。譲受人は今まで農地を持っていないので、新規就農者になります。今後、果樹園を計画しており、耕作機械は、草刈り機、耕耘機を各 1 台所有しています。年間従事日数は 150 日従事していることを確認しています。また、地元も地域の方が管理することに同意しており、地域活動への参加、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障はありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

新委員 申請地は、あすかホールから北東へ約 600m、ロワイヤル太子の北側にある前山の山裾に位置します。譲渡人の■■■■■は現在、東京都に住んでおり、前から譲受人の■■■■■が申請地を管理しています。今回は農地法 3 条の下限面積要件の撤廃により、申請地を購入することになりました。柚子の木が 2 本植えられていて、今後果樹園として管理していき、野菜の栽培にもチャレンジしてみたい希望を持ち、今後も適正に管理していくことと思われます。以上のことから、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 譲受人の[]は新規就農者であると説明を受けましたが、耕作機械は何を所有していますか？

事務局 耕作機械は、草刈り機、耕耘機を各 1 台所有されています。

松本委員 トラクターは所有していますか。また、リースする予定ありますか。

事務局 所有してないですし、リース予定もないと聞いています。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：132、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町阿曾[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：955 m²、譲受人：[]、譲渡人：[]となっております。

譲渡人と譲渡人は親戚関係になります。譲渡人は加古郡播磨町に在住しており、農地の管理が難しいことから今回の申請に至っています。譲受人は[]に 1,929 m²の農地を貸付しています。今回の申請地に関しても[]で管理していくことで協議済みで、[]として活動をしています。耕作機械については、[]がトラクター 2 台、田植機 3 台、乾燥機 4 台、籾摺機 1 台を所有しています。農作業従事日数は 150 日従事していることを確認しています。地域活動への参加、集落営農や経営体への集積等の取組には支障ありません。また、[]が引き続き管理していくので、地域計画の変更はありません。事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

長谷川委員

申請地は、阿曾地区の南西に位置し、譲渡人の[]は平成 27 年 8 月に相続によりこの土地を取得されました。現在、[]は加古郡播磨町に住んでいることから農地の管理が難しく、本家である[]に相談され、お返しすることとなりました。譲受人は[]であり、譲受人が所有している 1,929 m²の農地は、中間管理機構を通じて[]が管理、耕作しています。耕作機械は、[]がトラクター 2 台、田植機 3 台、乾燥機 4 台、籾摺機 1 台を所有しており、現在も適正な農地管理をしていますので、今後も問題ないと思われます。以上のことから、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議 長

ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：133、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町原[]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：340 m²、譲受人：[]、譲渡人：廣岡弘子、太子町原[]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：304 m²、譲受人：[]、譲渡人：[]、太子町原[]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：452 m²、譲受人：[]、譲渡人：[]となっています。

令和 6 年 8 月に譲受人の[]は、この度の申請地の近くの農地を取得され、新規就農者として農業を始めています。譲受人は現在、2,042 m²の畑と 3,255 m²の樹園地、合わせて 5,297 m²の農地を耕作しています。耕作機械は小型耕耘機を 1 台、軽トラックを 2 台、草刈機を 2 台所有し、今後、小型耕耘機 1 台を導入予定です。年間従事日数は 170 日従事していることを確認しています。営農計画では苺、茄子、胡瓜を作付け予定です。また、地域活動への参加、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障はありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 申請地は原自治会内の町道原勝原線の北側に位置しており、譲受人は姫路市網干区大江島在住で申請地の[]されており
ます。この度の申請地は、令和 7 年 4 月に開催した総会で許可した土地の北側になり、本件 625 番の所有者である[]は、81 歳の高齢で農業ができないため、他の人に農地管理をお願いしていましたが、その方も高齢になり管理ができなくなりました。626 番の所有者である[]は、鹿、アライグマ等による作物被害が多いこと、畑が村から離れていることでトラクターの移動が困難と聞いています。638 番の所有者である[]は、親戚と一緒に耕作していましたが、高齢のためやっていけないと聞いています。3 人の譲渡人に共通しているのは、高齢、耕作しにくい土地、耕作しても鹿等の被害がある、相続人が資産の整理を望んでいること、一方、譲受人は農地を購入して耕作地を大きくしたいということで、この度の申請に至っています。

譲受人は、取得する農地で苺、茄子、胡瓜、無花果、栗などを作付け予定です。以上のことから、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：134、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町上太田[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：895 m²、譲受人：[]、譲渡人：[]となっています。

譲渡人の[]は加古川市在住のため、申請地の隣で畑をしている譲受人の[]との間で土地売買が成立し、この度の申請に至っています。譲受人は自作地 2,965 m²、譲受人の息子名義の農地 1,200 m²を耕作しており、この度の申請地では水稻を計画しています。耕作機械は自走式田植機、トラクターを各 1 台所有しています。年間従事日数は 150 日従事していることを確認しています。

集落営農や経営体への集積等の取組には支障ありません。地域の水路清掃、草刈等は参加していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川委員 今回の申請地は上太田インターチェンジから南へ約 500mのところにあります。譲受人の[]は姫路市呉服町に在住で、申請地の西側で畑をされています。耕作機械は自走式田植機、トラクターを各 1 台所有しています。農業経験年数は 50 年で、地域の水路清掃、草刈等に参加しています。譲渡人の[]が加古川市在住であり、申請地の管理が困難なため、この度の申請となっています。以上のことから、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。これをもちまして、第 17 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前 田 俊 春

議事録署名委員
(8 番朝生憲敏委員)

朝 生 憲 敏

議事録署名委員
(9 番倉橋輝明委員)

倉 橋 輝 明